

適性試験の任意化に伴う対応について

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
平成29年6月19日

適性試験の任意化に関する概要（１）

概要

1. 入学者選抜に当たって、
適性試験の成績を用いる
ことが任意化
2. 平成31年度入学者選抜から
任意化（平成30年夏頃実施）

【平成28年9月26日 中央教育審議会
大学分科会法科大学院特別委員会
「統一適性試験の在り方について（提言）」】

法科大学院評価基準との関係

- 1 任意化に伴う対応
 - 適性試験に代替する選抜方法を容認
【解釈指針 6－1－4－1】
 - ガイドラインに即して実施
【解釈指針 6－1－4－1】
 - 入学最低基準点の廃止
【旧解釈指針 6－1－4－2 を削除】
- 2 認証評価への適用時期
 - 平成31年度実施分から全面適用
 - 平成31年度入学者から任意化対象
 - 平成30年度実施分は、入試の実施
内容・方法を評価対象
 - 平成30年度入学者は義務化対象

機構が実施する入試の評価の概要

機構が実施する入試の評価概要

1. 入学者選抜の実施状況の評価

- 競争倍率
- 入学定員充足率
- 入学者数
- 合格者における適性試験の最低点

2. 入学者選抜の実施方法及び内容の評価

- 選考方法
- 配点
- 試験問題

法科大学院評価基準との関係

1. 入学者選抜の実施状況の評価

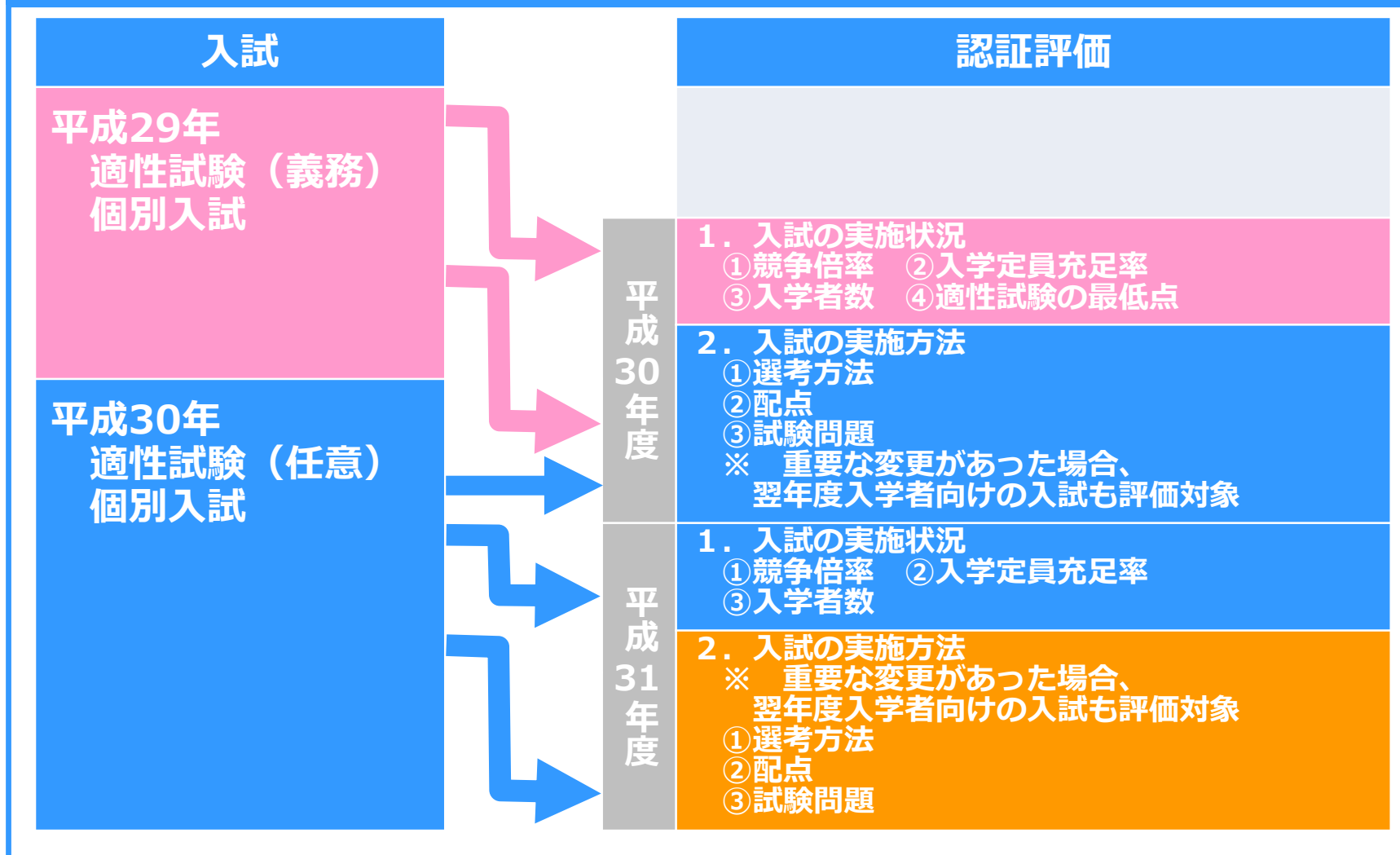
- 評価実施年度を含め直近5年間が対象
- 平成30年度実施分の認証評価は平成26～30年度の状況の評価
- 平成30年度入学者は適性試験義務化対象
- 平成30年度実施分の認証評価では旧解釈指針6-1-4-1
6-1-4-2を適用

2. 入学者選抜の実施方法及び内容の評価

- 直近入学者の入試が対象
- 評価実施年度に実施する入試で重要な変更が認められる場合は評価対象
- したがって、平成30年度に実施する入試も評価対象

【資料9】

入試の実施時期と認証評価の対応関係



平成30年度本評価・年次報告書の特例

平成30年度の特例

1. 適性試験の最低点の取扱い
 - 平成29年6月改定で最低基準点の規定は削除

2. 適性試験に代わる選考の取扱い
 - 適性試験に代わる選考の実施方法及び内容を評価

法科大学院評価基準との関係

1. 適性試験の最低点の取扱い
 - 平成30年度入学者は適性試験の対象であるため、最低基準点の規定を適用
 - 平成30年度実施分の認証評価では
旧解釈指針 6－1－4－1
6－1－4－2 を適用
 - 平成30年度年次報告書も同様
2. 入学者選抜の実施方法及び内容の評価
 - 適性試験に代わる選考を容認
 - 平成30年度実施分の認証評価では
新解釈指針 6－1－4－1 を適用

【資料9】

基準 6－1－4 解釈指針 6－1－4－1 適性試験

基準 解釈指針

新 解釈指針 6－1－4－1

入学者選抜に当たっては、文部科学省が策定する「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に即して実施するとともに、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確かつ客観的に評価されていることが必要である。

概要

- 「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に即して実施する必要がある
【平成29年2月13日 中央教育審議会 大学分科会法科大学院特別委員会】
- 適性試験の任意化後も法科大学院における履修の前提として要求される能力の評価は必要
- それぞれの能力について対応する選考方法を個別具体的に示す必要はない
- どのように評価し、合否判定に活用しているか自己評価する
ただし、概括的に示すことで足りる

【資料4】 46頁 【資料5】 77頁
【資料9】 【資料10】 25頁

基準 6－1－4 解釈指針 6－1－4－2 適性試験

基準 解釈指針

旧 解釈指針 6－1－4－2

入学者選抜において、適性試験の成績が適切に利用されていることを確保するため、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。

（１）適性試験において著しく低い点数の者を入学させないよう、各法科大学院において、入学最低基準点を設定する必要がある。

その際、入学最低基準点については、総受験者の下位から 15% を基本とする。

（２）入学最低基準点は、各法科大学院の募集要項等に明示するなど、受験者に周知することが必要である。

概要

- 入学最低基準点の設定が必要
- 入学最低基準点については、総受験者の下位から15%を基本
- 受験者への周知が必要
- 平成29年6月改定後も引き続き平成30年度に実施する本評価年次報告書において適用

【資料 5】 40頁 【資料 9】